

平成 2 5 年度第 3 回兵庫県入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成 25 年 12 月 24 日（火） パレス神戸 2 階中会議室		
委員	根岸 哲 （甲南大学法科大学院教授） 泉水 文雄 （神戸大学大学院法学研究科教授） 大搦 幸男 （弁護士） 北野 参則 （公認会計士） 小西 庸夫 （元兵庫県代表監査委員）		
対象期間	平成 25 年 7 月 1 日 ～ 平成 25 年 9 月 30 日		
事務局報告 平成 2 5 年度第 2 回委員会の議事概要			
議案 1 入札及び契約手続の運用状況等の報告			
対象工事 件数	614 件	対象期間中の指名停止件数	7 件
対象工事の契約金額合計	39,414,979 千円	対象期間中の資格制限件数	0 件
対象工事の平均落札率	89.0 %	対象期間中に契約締結した契約予定金額 250 万円超の工事	
議案 2 抽出した工事に係る入札及び契約手続等の審議			
抽出案件	総数 5 件		
うち	一般競争入札	1 件	
	公募型一般競争入札	1 件	
	制限付き一般競争入札	1 件	
	指名競争入札	1 件	
	随意契約	1 件	
委員からの質問・意見 それに対する回答等	質問・意見	回 答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	無し		

別 紙

議題	質 問 ・ 意 見	回 答
<p>1 事務局報告 平成25年度第2回委員会の議事概要について</p> <p>2 入札及び契約手続の運用状況等の報告 H25.7.1 ~ 9.30の入札・契約状況</p> <p>3 抽出した工事に係る入札及び契約手続等々の審議 一般競争</p> <p>(1) 県土整備部（契約管理課(営繕課)）発注 「県立こども病院建築工事」 ・ 当該案件の資格要件の施工実績について、地上7階建てにしているがなぜか。</p> <p>公募型一般競争入札： (2) 中播磨県民局（姫路港管理事務所）発注 「(二)大津茂川水系西汐入川 西汐入川排水機場整備工事」 ・ 2者参加申込みをして、そのうち1者が辞退しているがなぜか。</p> <p>制限付き一般競争入札： (3) 淡路県民局（洲本農林水産振興事務所）発注 「県単独立山ダム緊急整備事業(25単ダム第10号)」 ・ 辞退者が多いがなぜか。</p> <p>指名競争入札： (4) 阪神南県民局（西宮土木事務所）発注 「武庫川上流浄化センター他河川監視システム配信工事」 ・ 辞退者が多いが、河川監視システムの配信工事は技術的に難しいのか。</p> <p>随意契約： (5) 企業庁（播磨科学公園都市まちづくり事務所）発注 「太陽光発電施設(播磨第1)設置工事」 ・ 随意契約であるが、企画提案競技という方針が県として採用され、それに依拠して行っているという理解でよいか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工実績の階数は、対象物件の規模に応じて営繕工事の技術的適正から判断し、審査会の審査を経て決定している。 ・ 本工事は、供用開始後39年が経過し老朽化が著しいことから、排水機場の3機あるポンプのうちの1機について分解整備して再度据えるとともに、監視制御装置についても更新を行うものである。今回手を挙げたものの結局辞退した理由は不明である。ただ、予定価格作成に当たり立軸斜流ポンプを扱う業者(7者)に見積もり依頼をした際にも、見積もり辞退が多いため聞いたところ、分解整備を行い、もう一回据え付けることは、各者でノウハウが異なるため、当初設置した者以外はなかなか手をつけにくいようである。 ・ 本工事は、工事概要では「谷止工1基、床固工1基」であり、いわゆる工事の内容から言うと単純な作業である。しかし、現場環境が厳しく、土砂が崩れてくるような状態のところを堰堤を乗り越え、スロープをつけて重機が登り作業をするため、採算が取れないのではないかと、また、事故になって指名停止を受ける可能性があるのではないかと、などリスクを考慮し敬遠したと思われる。 ・ 本工事は、平成24年度に施行した総合治水条例に基づき、カメラの映像や放流地点の河川水位を把握するためのデータを取得し、河川監視システムに掲載する工事である。河川監視システムのホームページを構築しているのが東芝製のサーバーであり、既設の接続部分を触るといった面から、東芝のソフトを使うこととなるため、他者は敬遠したと思われる。 ・ 企業庁メガソーラープロジェクトとして、10地区11カ所にメガソーラーの施設整備をする計画があり、平成24年度は2カ所、25年度は9カ所の施設整備を行うこととなっており、本件はそのうちの1カ所という形である。本件の場合、企画提案競技に4者が参加したが、建設費の多寡だけで選定せず、売電収益を各事業に振り分け経営向上に貢献させるという目的もあり、総発電量も業者決定の重要なファクターとなっている。
	<p>その他：政府調達に関する苦情処理、建設工事に係る再苦情処理について ・ 今回は、無かった旨、事務局から報告。</p>	